

## 緊急事態宣言解除に伴う町の対応について(お知らせ)

全都道府県において緊急事態宣言が解除されたことから、町では国や県の感染防止対策を踏まえイベントや外出の自粛についての対応方針を定めましたのでお知らせします。

### 《 町の主催イベント等や行事等は次の対策を徹底して開催します 》

- 「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」の回避
- 身体的距離を確保します
- マスクの着用
- イベント・行事の前後や開催中の手洗いの励行
- 定期的な換気と消毒を行います

### ～ 町民の皆様へのお願い ～

#### 【地域の行事等の対応について】

盆踊りや祭り等の行事のうち、全国的な人の移動が見込まれず、かつ参加者がおおよそ把握できる行事については次の対策を講じてください。

- 発熱や感冒(風邪)症状がある方は、参加を自粛しましょう。
- 3密を避けましょう。
- 行事の前後における3密の生ずる交流は、自粛しましょう。
- 手指の消毒やマスクの着用などの対策を行いましょ。

ただし、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難な行事については、中止や延期を含め慎重に検討して下さい。

#### 【懇親会・会食等について】

- 3つの密を避けるようにしましょう。
- 時間の短縮や、規模の縮小などの工夫をしましょう。
- できるだけ対面を避けて横並びにするなど、人との間隔を十分とりましょう。
- 大皿料理は最初に取り分けたり、直箸使用の禁止、グラス等の共有や回し飲みはやめましょう。

#### 【感染拡大防止に係る重要な留意点について】

- ① 3つの密を避けるようにしましょう。
- ② 密閉された空間において大声での発生、歌唱や声援は控えましょう。
- ③ 人と人との距離(2メートル以上)を取りましょう(最低1メートル)。
- ④ 会話をする時は症状がなくてもマスクを着用しましょう。
- ⑤ 手洗いやアルコール消毒をしましょう。
- ⑥ 1～2時間ごとに換気をしましょう。

※ 対応期間については令和2年6月1日から令和2年7月31日までとします。

裏面もご覧ください

## 《 外出の自粛について 》

7月31日までの2か月間を移行期間として、段階的に制限を緩和し、社会経済活動のレベルを引き上げていきます。

時 期	県をまたぐ移動等
6月1日～6月18日	下記以外は制限なし  5月25日に緊急事態宣言が解除された 北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県との 不要・不急の往来はできるだけ控えましょう。
6月19日～7月31日	制限なし

※ 町の主催するイベント・行事等の開催基準及び外出の自粛等の8月1日以降の取り扱いについては、国や県が示す対策等を踏まえ対応します。

新型コロナウイルス感染症については、今後も継続的な対策が必要になります。私たち一人ひとりが、これまでの日常生活における行動を変え「新しい生活様式」を心がけていきましょう。

### 《 日常生活上での基本的な生活様式 》

- 3つの密の回避(密集・密接・密閉)
- マスクの着用
- 手洗いなどの手指衛生
- 人と人の距離の確保
- こまめな換気
- 健康チェック (体温測定など)